

2024年10月15日

各 位

不動産投資信託証券発行者名

G L P 投 資 法 人
代表者名 執 行 役 員 川 辻 佑 馬
(コード番号：3281)

資産運用会社名

G L P ジャパン・アドバイザーズ株式会社
代表者名 代表取締役社長 川 辻 佑 馬
問合せ先 執行役員 CFO 八木場 真 二
(TEL. 03-6897-8810)

資産運用会社における運用ガイドラインの一部変更に関するお知らせ

GLP 投資法人（以下「本投資法人」といいます。）が資産の運用を委託する資産運用会社である GLP ジャパン・アドバイザーズ株式会社（以下「本資産運用会社」といいます。）は、本日開催の投資委員会及び取締役会において、本投資法人の運用資産にかかる運用の方針を定める運用ガイドラインの一部変更を行うことを決議しましたのでお知らせいたします。

1. 変更の理由

2024年9月19日付で、投資信託協会が定める「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則（以下「本規則」といいます。）」（第43条）の一部改正が実施されたことに伴い、運用ガイドラインの金銭の分配の方針において、投資信託協会の規則を準用記載していた注記を削除するものです。

本規則の見直しは、2024年2月期決算で本投資法人の利益超過分配金が一時的に減少したことを受け、本資産運用会社から投資信託協会に提出した要望書が審議された結果、迅速な見直しが実現したものです。本資産運用会社は、今後も投資主価値の向上及び J-REIT 市場の更なる活性化を目指し、こうした関係者への要望等を含めて必要な対応を行ってまいります。

2. 変更日

2024年10月15日

3. 変更の概要

別紙をご参照ください。

4. 今後の見通し

本件による本投資法人の運用状況及び分配金の予想に与える影響はありません。

以 上

*本投資法人のホームページアドレス : <https://www.glpjreit.com>

(別紙) ※下線が変更箇所となります。

変更前	変更後
<p>① 金銭の分配の方針</p> <p>(ロ) 利益を超える金銭の分配</p> <p style="margin-left: 2em;">a. 本投資法人は、a)金銭の分配金額が投資法人に係る課税の特例規定における要件を満たさない場合において、当該要件を満たすことを目的とする場合、b)経済環境、不動産市場、賃貸市場等の動向により本投資法人が適切と判断する場合、又はc)本投資法人における法人税等の課税の負担を軽減することができる場合、利益の金額を超えて金銭を分配することができます。但し、投資信託協会の規則等において定める額(注)を限度とします。</p> <p style="margin-left: 4em;">(以下省略)</p> <p><u>(注)クローズド・エンド型の投資法人は、一時差異等調整引当額の増加額に相当する分配についてはその全額、税法上の出資等減少分配に該当する分配(通常利益超過分配)については計算期間の末日に算定された減価償却累計額の合計額から前計算期間の末日に計上された減価償却累計額の合計額を控除した額の100分の60に相当する金額を限度として、利益の金額を超える金銭の分配を行うことが可能となっています(投資信託協会「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則」)。</u></p>	<p>① 金銭の分配の方針</p> <p>(ロ) 利益を超える金銭の分配</p> <p style="margin-left: 2em;">a. 本投資法人は、a)金銭の分配金額が投資法人に係る課税の特例規定における要件を満たさない場合において、当該要件を満たすことを目的とする場合、b)経済環境、不動産市場、賃貸市場等の動向により本投資法人が適切と判断する場合、又はc)本投資法人における法人税等の課税の負担を軽減することができる場合、利益の金額を超えて金銭を分配することができます。但し、投資信託協会の規則等において定める額を限度とします。</p> <p style="margin-left: 4em;">(以下省略)</p>